

## I 取組の概要

### 子どもの権利の推進に関する取組

#### ○ 子どもの権利の理解・参加の促進などの取組

(主な子どもの意見表明・参加の促進の取組)

- ・ 「子ども議会」子ども議員 48 名・サポーター 5 名が参加、本会議で提案を発表
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」合計：593 名、1,352 件の回答
- ・ 他の権利条例制定自治体と連携し、「3まち子ども交流事業」を実施。3都市の子どもたちが地域の魅力づくりやPRについて話し合い、考えたアイデアを発表
- ・ 上記交流事業に参加した子どもたちが「子どもレポーター」として編集した記事など、地域や市政における子どもの参加の具体的事例を広報紙に載せて発信

(主な理解促進・意識向上の取組)

- ・ 子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報など、若い親世代への普及啓発を実施
- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布(小学4年・中学1年生全員)
- ・ 「さっぽろ子どもの権利の日」事業として「子どもの権利ポスター展」等を開催

#### ○ 子どもの権利に関する推進計画の成果指標の状況

- ・ 現行計画の検証や次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするため、30年度に「子どもに関する実態・意識調査」を実施。

指標	対象	実態・意識調査			目標値 (31年度)
		21年度	25年度	30年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	67.4%	75%
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	70.8%	65%
	大人	55.4%	54.9%	72.6%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合※	子ども	48.3%	57.0%	63.8%	65%
	大人	48.4%	49.1%	49.2%	65%

※ 30年度は子どもの権利が「大切にされていると思うか」と質問。

#### 【まとめ】

子どもの権利の理念の普及・啓発のため、乳幼児の保護者向け広報や、学校・教育委員会と連携した学齢期の子どもへの広報を行ったほか、他自治体との連携による「子ども交流事業」の実施、地域や市政における子どもの参加事例の発信などを通して、子どもの意見表明・参加の取組を進めた。

推進計画の成果指標に関しては、30年度に実施した「子どもに関する実態・意識調査」結果において全般的に上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は目標値と比較しても特に大人の割合が低く、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念が引き続き大きいことがうかがえる。

令和元年度は、権利条例施行10周年を機により効果的な広報に努めるとともに、次期推進計画の策定作業を進める中で、今回の実態・意識調査結果も踏まえながら、今後の子どもの権利に関する施策の方向性や取組について検討を行っていく。

## 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

- いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

### ○ 相談状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実件数	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)	943件 (13.2%増)	833件 (11.7%減)
延べ件数	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)	3,299件 (6.2%減)	2,653件 (19.6%減)

( ) は前年度比

- ・ 30年度の相談件数は、実件数 833 件、延べ件数 2,653 件
- ・ 前年度に比べ、実件数では 11.7%減、延べ件数では 19.6%減となっている。

### ○ 調整活動の状況

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学校	22件	22件	20件	13件	13件
その他 (うち虐待通告)	9件 (1件)	8件 (3件)	3件 (2件)	5件 (0件)	7件 (1件)
合計	31件	30件	23件	18件	19件*

※ 複数に調整したケースがあり、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- ・ 調整活動は 19 件につき実施  
そのうち、学校を調整先とする案件は 13 件となっている。
- ・ 30 年度における学校以外の調整先  
保育所（1 件）、子どもシェルター（1 件）、若者支援総合センター（2 件）、児童相談所（虐待通告 1 件）、病院（1 件）、区役所（1 件）

### ○ 救済の申立て

- ・ 30 年度の申立て受理件数は 3 件。私立幼稚園（1 件）、私立高校（1 件）、市立中等教育学校（1 件）に関するものについて、調査及び調整を実施。

### ○ 新たに実施した広報活動

- ・ 主に保護者を対象とした広報用ポスターを制作し、地下鉄駅掲示板に掲出。
- ・ 広報さっぽろ 11 月号「子育てお役立ちガイド」に活動内容を紹介する記事を掲載。

## 子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
- 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」・中堅教諭等資質向上研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、不登校の対応に関する講演、ピア・サポート\*に関連した演習などを行った。
  - ※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「札幌市における子どもの権利に関わる取組について」	園長・校長 69名
中堅教諭等資質向上研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 215名
初任段階における研修「1年次研修」	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」	小・中・高等学校教諭 320名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 20名
	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」	教員 24名
	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」	教員 88名（講義編） 教員 60名（演習編）
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 58名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 119名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」	教員 163名
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 35名
	講演「子どものやる気スイッチをどう入れるか」	教員 178名
小中学校合同教育課程研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した	校長、教員 726名

## II 取組の状況

(第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況)

### 基本目標1 子どもの権利を大切にす意識の向上

#### (1) 広報の実施

##### ① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	一般パンフレット (一般・高校生)	高等学校など
	大人用チラシ	小学1年生全員の保護者
	大人用リーフレット	子育てサロン、両親教室等の参加者 ※ 手に取りやすい3つ折・デザイン
	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館、幼児教育センターなど
子どもアシストセンター	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会

##### ② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行、うち1回は「子どもレポーター」が取材、編集【P.12】)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談・出前講座等から見える子どもたちの姿など (年1～2回発行)

### ③ その他

民間の子ども・保護者向けイベントで子どもの権利のパネル展を実施したほか、子どもアシストセンターについてサッポロスマイル市政PRコーナーでCM放映を行った。

## (2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

### ① 子どもの権利ポスター展

30年度は、子どもから募集した子どもの権利に関するポスター作品のうち、選考した奨励賞以上の作品を、子どもの権利の日を含む11月14日(水)～20日(火)までの1週間、アリオ札幌2階スペースに展示するとともに、同会場で優秀賞以上の受賞者を対象とした表彰式も開催した。



ポスター展では、子どもの権利の絵本や子どもの権利の考え方を4コマまんがで紹介した「Kenri Book」のパネル展示も行い、多くの市民に来場いただいた。

### ② 札幌市青少年育成大会

平成30年11月10日(土)かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。また、同会場にて、子どもの権利に関する啓発物品やパンフレットを配布するほか、大会の休憩中には、子どもの権利の理念についてアナウンスするなど、積極的な普及啓発を進めた。

## (3) 出前講座等

子育てサロンの利用者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。また、児童会館等の子どもを対象とした出前講座も実施した。

#### 【実績】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
回数	112件	117件	102件	105件	102件	99件*

※30年度の主な対象：子育てサロン利用者28件、学校関係者6件、PTA・保護者18件、地域団体等7件、子ども(児童会館等)29件、その他11件

## (4) 学校教育における理解促進に向けた取組

### ① 教員研修の実施(教育センター等における研修)

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び中堅教諭・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校合同教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成 30 年 6 月 15 日（金）…新任管理職(園長・校長 69 名参加)
内 容	講義「札幌市における子どもの権利に関わる取組について」 講師：子) 子どもの権利推進課長、子どもの権利救済委員
	新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【中堅教諭等資質向上研修】

実施日時/対象	平成 30 年 8 月 6 日（月）…中堅教諭等資質向上研修受講者 (小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 215 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長
	校内外でこれから中心的な役割を担っていく中堅教諭に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任段階における研修「1年次研修」】

実施日時/対象	平成 31 年 1 月 11 日（金）…初任段階における研修「1年次研修」受講者 (小・中・高等学校教諭 320 名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にされた教育の実際」 講師：教) 教育課程担当課指導主事、子) 子どもの権利推進担当係長
	初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成 30 年 6 月 19 日（火）…教員 20 名参加（教職経験 20 年目程度の教諭）
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師：教) 児童生徒担当課指導主事
	いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等のない信頼される学校づくりについての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 30 年 7 月 4 日（水）…教員 24 名参加
内 容	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」 講師：教) 教育相談担当課指導主事
	教育支援センターやフリースクール、若者支援総合センター等、不登校児童生徒を支援するための関係機関の具体的な支援内容について講義を実施した。
実施日時/対象	平成 30 年 7 月 30 日（月）…教員 88 名（講義編）、60 名（演習編）参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」（午前：講義編、午後：演習編） 講師：新井 肇（関西外国語大学教授）
	いじめ防止対策推進法制定以降の学校に求められるいじめの未然防止と対応について、具体的な事例を基にした講義と演習を実施した。

実施日時/対象	平成30年8月2日（木）…教員58名参加
内 容	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」 講師：守村 洋（札幌市立大学准教授） 自殺が起きないように子どもを支え見守るために大切にしたいことや、集団への予防的な働きかけについて講義を実施した。
実施日時/対象	平成30年8月2日（木）…教員119名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二（広島大学大学院教授） 子どもの関わる力を高めるピア・サポートプログラムの具体的な実践について、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成30年8月9日（木）…教員163名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談～子どもや保護者との関係づくり～」 講師：島崎 政男（神田外語大学教授） 子どもの成長・発達を支える関係づくりのために、子どもからのメッセージを読み解き、課題を把握し、指導の方向と手立てを考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成30年10月19日（金）…教員35名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師：田中 燈一（田中法律事務所弁護士） いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。
実施日時/対象	平成31年1月9日（水）…教員178名参加
内 容	講演「子どものやる気スイッチをどう入れるか」 講師：藤崎 育子（開善塾教育相談研究所所長） 子どもを育てるために必要な、保護者・教師・周りの大人がすべきことについて、講演を実施した。

【札幌市小中学校合同教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成30年12月11日（火）…市内小、中学校校長、教員726名参加
内 容	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。






② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関わる学習の研究」を実施した。

30年度は、小学校1校の研究推進校において、自分や他者の大切さに気付き、人権を尊重しようとする態度を養う取組や子どもの権利の理解を深める学習に関する研究などを行い、研究内容についての公開授業を実施した。

また、27年度から、人権教育推進事業の取組の一環として「札幌市人権教育フォーラム」を開催し、研究課題の1つである「子どもの権利に関わる学習の研究」についても、研究推進校の取組を報告した。

## ア 子どもの権利の理解を深める学習に関する研究（小学校1校）

実施校	市立中央小学校
テーマ	人権の意義、内容や重要性について理解し、自分の大切さや他の人の大切さに気づき、人権を尊重しようとする態度を養う。
実践1	<p>○札幌法務局 札幌人権擁護委員連合会「人権教室」について 人権に対する意識や行動しようとする態度を継続的に養うことをねらいとして、全学年・全学級で外部講師を招いた人権授業を毎年実施している（30年度は胆振東部地震のため低学年未実施）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第4学年：「相手を理解する （相手はどう感じるだろう？）」 資料「わたしのせいじゃない」から、クラスで泣いている男の子の気持ちを一人一人が考え、交流する活動を通して、相手の気持ちを思いやる態度と心情を養う。</li> <li>第5学年：「相手はどう思うだろう、 人権意識の向上を目指して」 グループワーク【新しい大陸に向けた航海】 新しい国づくりに必要なことは何かを考える課題から、新しい国に必要なものを優先的に考える活動を通して、人権の意識を養う。</li> <li>第6学年：「人権意識の向上を目指して」 グループワーク【ダイヤモンドランキング】 生活に関わる事柄から、日常生活に必要なことは何か、優先順位を考える活動を行う。他者の意見を尊重しながら、自分の考えも伝え、認め合い、互いに折り合いを付けていくことを学習の過程で学んでいく。</li> </ul>   <div data-bbox="1098 1025 1453 1115" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">       第5学年で使用したワークシート     </div>
実践2	<p>○公開授業 平成31年2月18日（月） 5校時 6年 社会 「世界の未来と日本の役割」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニセフの活動が子どもの権利と深く結び付いていることを理解し、自分たちは世界の諸課題に対してどのようにしていったらよいかを考える。</li> <li>児童が調べたユニセフの取組に対し「何のため？」と問うことで、活動の目的を焦点化する。「子どもの権利を守るため」という目的から、子どもの権利とユニセフの取組とを関連付け、ユニセフの働きの意義について考えていく。授業終盤では、国連が採択した持続可能な開発目標の視点からも子どもの権利を守ることはできるか、自分たちには何ができるかを考えていく。</li> </ul>   
成果	参観者：学校関係（18名）、子どもの権利委員（2名）、子ども未来局（3名）、教育委員会（2名）



課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の各教科・領域と関連させて、子どもの権利に関する内容を教科横断的に教育課程に位置付けるなど指導の効果を高める工夫を図ることが不可欠である。</li> <li>・子どもの権利に関する公開授業では、世界で行われている支援と自分たちの生活との関わりを自分ごととして捉えさせることに難しさがあった。</li> </ul>
-----	---

## イ 「札幌市人権教育フォーラム」の開催

日時/参加者	平成 31 年 3 月 12 日（火）14:00～16:45 札幌市民交流プラザ （幼稚園・小・中・高・中等教育学校の校長・教頭・教諭、PTA関係者 68 名）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進事業の研究推進校による研究の成果を普及・啓発するとともに、有識者による講演を通して、子どもにとってより実感を伴う学習活動の在り方や実施上の課題等について協議し、学校における人権教育の充実を図る。</li> </ul>
成 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日的な人権課題に関する理解を深めるため、宝塚大学看護学部日高庸晴教授を講師として招き、「性的マイノリティの人権課題と最近の動向について」のテーマでの講演及び研究推進校 15 校の実践を紙上で報告し、子どもが自他の権利を考える授業の在り方や具体的な進め方などについての理解を深めた。</li> </ul>

## 基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進

### (1) 市政における子どもの意見の反映

#### ① 子ども議会（13年度より実施）

市政に関するテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌のまちづくりについての提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を發表し、市長等がこれに対して答弁。



#### 【実績】

- 子ども議員：48名、大学生サポーター：5名  
委員会開催回数：5回
- 提案項目
  - ・ 防災について
  - ・ 普段からのバスの利用について
  - ・ 障がいのある人とのコミュニケーションについて
  - ・ SDGsの普及・実践について

#### ② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ（24年度より実施）

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。

テーマ	主な意見	件数
①まちづくりへの子どもの参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツイッターやLINEなどのSNSで広く意見を聞いた方が、子どもにとっては身近でハードルが低い。</li> <li>・ どんなまちにしたいかなどを、定期的にワークショップで子どもたちに考えてもらう。</li> </ul>	1,352件 (593名)
②フェアトレードの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ フェアトレードについての知識を出題するクイズ大会やクイズラリーが店やイベントであるとよい。</li> <li>・ 商品を適正な価格で取引できなかったときの状態を分かりやすい図などで示すと、意識できる。</li> </ul>	

#### ③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みが拡大するよう、取組を推進した。

#### 【主な取組】

項目	内容
SAPPORO こども特派員2019 ※公財札幌国際プラザ事業 【総務局】	市内の小学6年生15名が、札幌在住の外国人にインタビューを行い、日本と外国の文化の違いや日本に来て困ったことなど、外国人の生の声を基に、どうしたら札幌が国や文化を越えて誰にでもやさしいまちになるかを考え、グループごとに話し合いを行った成果を市民に向けて発表した。

<p>次世代の活動の担い手育成事業</p> <p>【市民文化局】</p>	<p>子ども・若者の地域まちづくり活動への参加活性化のため、小学生の「子どもまちセン所長体験」としてミニさっぽろで「まちづくりゲーム (Mag)」ブース出展を行ったほか、中学生とまちづくり活動実践者等との意見交換会や高校生対象のボランティア活動の機会提供を行った。また、まちづくりイベント「超まちフェス」を実施し、大学生など若者による企画運営や、各世代のまちづくり活動報告、パフォーマンス等を行っていただいた。</p>
<p>子どもたちによる「鉄西マップ」づくり</p> <p>【北区】</p>	<p>北九条小学校の6年生78名が、「鉄西観光大使」と題した総合学習の中で、鉄西地区の自然や歴史、公共施設、店舗等について自ら現地に足を運んで調査・取材し、鉄西地区の特徴や魅力を紹介するイラストマップを作成した。作成したマップについては、鉄西まちづくりセンターでの配布やホームページへの掲載等により、広く周知を図っている。</p>
<p>「札幌市教育振興基本計画《改定版》」策定におけるキッズコメントの実施</p> <p>【教育委員会】</p>	<p>計画の策定にあたり、パブリックコメントと併せて、小学5年生から中学3年生を対象としたキッズコメントを実施した。小中学生向けの意見募集用パンフレットには、子どもの「参加する権利」等について明記するとともに、子どもが意見を出す際のヒントとなるキーワードを記載したページを設けるなど工夫し、合計148人から468件の意見の提出があった。また、提出された意見の概要と、それに対する教育委員会の考え方を取りまとめて公表した。</p>
<p>学校規模適正化の取組（新設小学校の校名案の公募）</p> <p>【教育委員会】</p>	<p>学校規模適正化の取組対象地域において、統合新設小学校の校名案について公募を実施した。対象は、当該校区の児童、保護者、地域の方などとし、児童には学校を通じて小学生用の応募用紙を配布した。応募結果をもとに校名案を決定するとともに、その経緯を掲載したニュースレターを発行し、学校を通じて各家庭へ配布した。</p>

#### ④ 3まち子ども交流事業

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している空知郡奈井江町「奈井江町子ども会議」と長野県松本市「まつもと子ども未来委員会」、札幌市南区の子ども同士の交流事業「3まち子ども交流」を実施した。



「定山溪をもっと楽しく、もっとみんなに伝えたい！」をテーマに掲げ、定山溪の町並みや自然を見学・体験した上で、定山溪の魅力づくりやPRについてグループで話し合いを行った。

子どもたちが、考えたアイデアを定山溪観光協会の方も交えてみんなの前で発表するなど、地域のまちづくりへの提案・意見を直接伝える「子どもの参加」の機会となった。

※ 奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定しており、奈井江町子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

松本市は、平成25年に権利条例を制定し、札幌市とは「観光・文化交流都市協定」を締結している。

## ⑤ 子どもレポーター（28年度より実施）

子ども向け広報紙を、子ども自らが取材・編集し、活動を発信することで、子どもの意見表明の機会となるよう、前述の「3まち子ども交流」に参加した南区の子どもたちが、子ども向け広報紙「子ども通信」（第19号・平成30年12月発行）の記事を編集・作成した。



作成にあたっては、事業当日の取材をもとに編集会議を行い、今後の子どもたちの地域等での活動参加や意見表明の機会に結びつけるよう工夫した。

## ⑥ 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

## (2) 多様な体験活動に対する支援

### ① プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

#### 【実績】

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、23名参加 出前講座等：14回、1,278名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 82回      ・参加者数 4,362名

### ② 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o m i d r i（こみどり）」の運営を支援している。

C o m i d r iでは、開館日には、毎日プレーパークを実施するほか、子ども会議や地域住民が講師となる各種講座等のイベントを開催している。

#### 【実績】

#### ○ 子どもの体験活動事業

- ・ 開館日数 179日
- ・ 利用人数 13,759人（子ども9,782人、大人3,977人）
- ・ 行事回数 126回

### (3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

#### ① 庁内（21年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

##### 【子どもに分かりやすい情報発信 事例数】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ホームページ	251	304	285	303	333
パンフレット等	271	335	305	305	323
その他	100	110	103	128	142
合計	622	749	693	736	798

##### 【子どもの参加 事例数】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
市政への参加※ <sup>1</sup>	59	67	61	62	60
行事等への参加※ <sup>2</sup>	503	593	592	635	614
合計	562	660	653	697	674

※<sup>1</sup> 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※<sup>2</sup> 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

#### ② 地域（23年度より実施）

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

##### 【事例数】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企画運営※ <sup>1</sup>	11	22	26	24	28
行事への参加等※ <sup>2</sup>	117	198	220	255	265
大人の取組※ <sup>3</sup>	43	70	93	95	101
合計	171	290	339	374	394

※<sup>1</sup> 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※<sup>2</sup> 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※<sup>3</sup> 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

### 基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

#### (1) 保護者への啓発や、相談・支援体制の充実

##### ① 啓発活動の充実

子ども未来局の職員が約 30 か所の児童会館での子育てサロンを訪問し、子どもの権利の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の読み聞かせも行いながら、子どもの権利に関する広報を実施した。



また、保健センターで行われる両親教室、母親教室、乳幼児健診に際し、子どもの権利に関するリーフレットを配布する等、若い親世代への普及啓発を実施した。

##### ② 子どもの貧困対策の取組

子どもの貧困対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成 30 年 3 月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」では、困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげることを特に推進するべき取組としている。

この取組の一環として、平成 30 年 8 月から、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回し、関係機関と連携しながら、困難を抱える世帯を必要な支援につなぐ「子どものくらし支援コーディネート事業」を一部地域で開始し、平成 30 年 11 月からは対象地区を拡大して実施している。

##### 【実施状況】

項目	30 年 8 月～10 月	30 年 11 月～31 年 3 月
コーディネーター配置人数	1 名	3 名
対象地区	2 区 10 地区	6 区 30 地区
相談受理件数	56 件	318 件

#### (2) 子どもの居場所づくり

##### ① 放課後の居場所づくり

##### 【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は 107 館整備している（30 年度末時点）。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館として再整備を進めており、平成 30 年 8 月には栄西小学校と複合化した「栄西小はんのき児童会館」を開設した。

##### 【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は 96 館整備している（30 年度末時点）。

## 【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

### ② 学びの環境づくり（24年度より実施）

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

#### 【実績】

補助団体数	9団体
補助額合計	16,539千円（30年度交付額）
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

### ③ 「子ども食堂など地域の子どもの居場所づくり」の推進（29年度より実施）

子ども食堂等の開設や運営手法、活動展開事例等をまとめた「さっぽろ子ども食堂・子どもの居場所づくり」ガイドブックを、幼稚園・保育園、学校、児童会館等に配布し、普及啓発を行った。

また、平成30年8月から開始した、「子どもコーディネーター」が地域を巡回し、困難を抱える世帯を必要な支援につなぐ「子どものくらし支援コーディネート事業」において、コーディネーターが子ども食堂など子どもの居場所への訪問も実施した。（訪問団体数：9件）

さらに、関係団体のネットワーク組織と情報交換を行い、関係団体との連携体制の構築に向けた働きかけを行った。

## (3) いじめ・不登校への対応

### ① いじめに対する取組

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。

各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）】

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
いじめられたことがある	12.5% (17,178人)	12.3% (17,078人)	12.5% (17,286人)	13.1% (18,026人※)
ない	86.6% (119,387人)	86.9% (120,225人)	86.9% (119,928人)	86.0% (118,047人)

※ 平成30年11月の調査で「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 不登校に対する取組

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校及び中等教育学校に「相談支援パートナー」を配置し、主に別室等での学習や体験活動等、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、小学校10校に「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもや家庭を支援するとともに、「相談支援パートナー」に対して子どもへの関わり方等について指導・助言を行った。

【相談支援パートナー事業 実績】 ※配置校アンケートより（一時的な支援を含む）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
配置校で支援を行った児童生徒数	886	877	1,075	1,164

市内6か所の教育支援センター・相談指導教室では、不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。

【教育支援センター・相談指導教室 実績】 ※6施設合計

年度	27年度	28年度	29年度	30年度
登録児童生徒数	183	216	282	286



## 基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

### (1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

#### ① 子どもアシストセンターの概要

##### 【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

##### 【特徴】

- ・ 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・ 相談の延長としての調整活動、救済の申立て・自己発意に基づく調査・調整勧告等を行うことができる。
- ・ 通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・ Eメールによる相談を導入している。

#### ② 相談活動の実績

30年度の相談件数は、実件数833件、延べ件数2,653件であり、前年度比では、実件数で11.7%減、延べ件数で19.6%減であった。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

##### 【相談実績【P.2再掲】】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実件数	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)	943件 (13.2%増)	833件 (11.7%減)
延べ件数	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)	3,299件 (6.2%減)	2,653件 (19.6%減)

( )は前年度比

##### 【相談状況の内訳】

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の87.4%を占めている。

相談してきた子どものうち、最も多いのは小学生(128件、38.3%)、次いで高校生(91件、27.2%)、中学生(84件、25.1%)となっている。また、相談(保護者等からのものも含む)の対象となった子どものうち、最も多いのは小学生で実件数の44.1%を占めている。

相談方法別では、保護者等からは電話による相談が多い一方で、子ども本人についてはEメールによる相談が高い割合を占めている。

30年度においては、子どもにとっての新たな相談方法の構築を目的に、無料通信アプリ「LINE」による相談を、9月18日（火）から10月12日（金）の期間について市内の高校生を対象に試行実施した。

相談者と相談方法（延べ相談者数）

区分	子ども本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	438	67	727	42	26	43	1,343
	16.3%	2.5%	27.0%	1.6%	1.0%	1.6%	49.9%
面談	68	21	75	8	5	1	178
	2.5%	0.8%	2.8%	0.3%	0.2%	0.0%	6.6%
Eメール	954	13	149	0	0	9	1,125
	35.4%	0.5%	5.5%	0.0%	0.0%	0.3%	41.8%
LINE	38	0	0	0	0	0	38
	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
その他	3	1	2	0	0	2	8
	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
合計	1,501	102	953	50	31	55	2,692
	55.8%	3.8%	35.4%	1.9%	1.2%	2.0%	100.0%

※ 相談者が複数の場合があるため、相談者数の合計は延べ相談件数に一致しない。

### ③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

30年度の調整活動は、19件の案件について実施した（29年度は18件）。

このうち学校を調整先とする案件は13件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。なお、児童相談所を調整先とした案件は、1件となっており、虐待が疑われる案件として、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき児童相談所通報したものである。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

相談項目 \ 調整先	小学校	中学校	高 校	市教育委員会	児童相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	1	6 <sup>※1</sup>	7
学校(幼稚園)生活 (いじめ、子どもと教師の関係、不登校など)	10	3	0	0	0	0	13
合 計	13			7			19 <sup>※2</sup>

※1 その他：保育所（1）、子どもシェルター（1）、若者支援総合センター（2）、児童相談所（虐待通告1）、病院（1）、区役所（1）

※2 複数に調整したケースがあり、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

#### ④ 救済申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要ときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

30年度は、以下のとおり3件の申立てを受理した。

	権利侵害の申立て内容	調査先	調査結果等
【案件1】	幼稚園の対応に関する事	幼稚園	権利侵害状態の解消により終結
【案件2】	暴力行為に関する事	高校	申立ての趣旨が実現したと判断し終結
【案件3】	部活動に関する事	中学校	申立てに係る事実が不当ではないと判断し終結

#### ⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民20機関が参加)」を開催している。

### (2) 児童虐待への対応

#### ① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には28年度から主査(相談・支援)に替えて家庭児童相談担当係長が配置されるとともに、事務職員1名が配置されて体制が強化されている。

【児童虐待取扱件数（児童数）】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
児童相談所	1,159 (188.3%増※)	1,480 (27.6%増)	1,798 (21.5%増)	1,913 (6.3%増)	1,885 (1.5%減)
区役所	232 (7.6%減)	160 (31.0%減)	232 (45.0%増)	179 (22.8%減)	231 (29.1%増)

( ) は前年度比

※ 26年度の児童相談所での取扱件数は、前年に比べ188.3%の増となっているが、これは、26年度以降、児童の面前でDVを行うことが心理的虐待に該当するとの判断から、警察からのDVによる児童通告について、児童虐待の件数として計上する取扱いとしたことによるものである。

【30年度の虐待内容の内訳】

身体的虐待：18.4%、性的虐待：0.6%、ネグレクト：27.5%、特に、心理的虐待の割合が全体の53.5%と多くを占めている。(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数（児童数）】

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
児童相談所	1,809 (27.5%増)	1,991 (10.1%増)	2,216 (11.3%増)	2,127 (4.0%減)	2,170 (2.0%増)
区役所	169 (69.0%増)	117 (30.7%減)	254 (117.1%増)	305 (20.1%増)	246 (19.7%減)

( ) は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

増加する児童虐待等への対応や地域との連携強化に向けて策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げた事業について、29年度から31年度にかけて重点的に取り組んでいるところ。

③ 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を行っている。

また、「児童虐待防止推進月間」(11月)を中心に、「オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

【平成30年度 オレンジリボン講演会】

日 時	平成30年11月13日(火) 18:30~20:30 札幌市教育文化会館
内 容	「虐待ゼロを目指して～『SOS』が聞こえるまちづくり～」をテーマに、札幌大谷大学社会学部教授の梶井 祥子氏に講演いただいた。

### (3) 重大な権利侵害への対応

子どもの虐待死や子どもの自死等、深刻な権利の侵害の防止に向け、「子どもの命を守る連携協力会議」等の開催をはじめ、警察や医療機関、学校等関係機関との情報共有や具体的な対応を進めるなど連携体制をとっているところであり、引き続き未然防止に向けた取組を進める。

また、いじめ重大事態など権利侵害が発生した場合には、心理、医学等の専門知識を有する第三者による調査を実施し、事件の背景などについて分析、検証を行い、再発防止に向けた取組を徹底する。

さらに児童相談所では、平成 27 年に発生した児童虐待死を受けた「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」の検証報告を踏まえて、第 2 次札幌市児童相談体制強化プランに基づき、相談支援力の強化や相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築などに取り組んでいる。

### Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

#### 1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。30年度は、第4期の委員会(28年5月～30年5月)において権利条例に関する取組状況の検証、第5期の委員会(30年9月～32年9月)において次期計画策定に向けた実態調査の検討等を行った。

##### 【実績】

- ・委員数：第4期：15名、第5期：14名（公募委員6名、うち3名が高校生）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：第4期：1回、第5期：3回（30年度）

#### 2 第2次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。なお、現行の第2次計画の検証や次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするため、30年度は「子どもに関する実態・意識調査」を実施。計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施している。

##### 【計画期間】

27年度～31年度（5年間）

##### 【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

##### 【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

##### 【成果指標】

指標	対象	実態・意識調査※ <sup>1</sup>			目標値 (31年度)
		21年度	25年度	30年度	
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	67.4%	75%
子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境だと思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	70.8%	65%
	大人	55.4%	54.9%	72.6%	65%
子どもの権利が守られていると思う人の割合※ <sup>2</sup>	子ども	48.3%	57.0%	63.8%	65%
	大人	48.4%	49.1%	49.2%	65%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は30年度）※ <sup>3</sup>	小学校	-	92.6%	93.5%	95%
	中学校	-	83.2%	88.1%	88%
	高校	-	82.1%	87.9%	86%

※<sup>1</sup> 「子どもに関する実態・意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※<sup>2</sup> 30年度は子どもの権利が「大切にされていると思うか」と質問。

※<sup>3</sup> 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。